

木造住宅耐震診断費補助制度

補助対象 次の条件のいずれにも該当する木造住宅への一般診断
または精密診断の費用

- ①町民自ら町内に所有し居住する住宅
※枠組み壁工法やプレハブ工法のものを除く
- ②昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認通知書を受けた一戸建て
住宅、2 世代住宅または店舗併用住宅
- ③2 階建て以下の住宅

補助金額 耐震診断に要した経費の 3 分の 2 の額（上限 7 万円）

※平成 24 年度までは、簡易診断を含め診断方法の区別によらず補助金額の上限を 3 万円としていましたが、制度の見直しに伴い、耐震改修の要否の判断基準となる一般診断・精密診断のみを対象とし上限を増額しました。ぜひ、ご活用ください。

事前相談や問い合わせなど、制度の活用をお考えの方はまちづくり課までご連絡ください。

なお、年度内の申請受け付けについては 1 月末までとなり、それ以降の申請については次年での補助となります。

【問合せ】 まちづくり課 都市計画係 ☎(84)1332